**農業･農村政策のあり方についての提言【概要版】**

**都市･農村共生社会の創造**

**～田園回帰の時代を迎えて～**

**第1章　農村に息吹く新たな動き**

農村は厳しい現状におかれつつも田園回帰の動きがみられる

農村地域では、過疎高齢化の進展、就業人口や農業所得の減少等により低迷が続いているが、近年、農村の潜在的な価値を再評価し、活用しようという動きが高まっている。

こうした農村志向の動きを「田園回帰」と捉えてみたい。

**第2章　農村のあるべき姿**

**１.農村の新たな可能性**

農村の新たな可能性に着目するとき農村の存在意義は一層増す

農村は、食料の供給や水源のかん養、国土の保全などに重要な役割を果たすが、人口減少時代に入り、大地震などが予測される中、新たな可能性を考えてみたい。

|  |
| --- |
| ①少子化に抗する砦　農村は少子化に抗する砦となる可能性を秘めている。出生率は農村の方が総じて高く、出生率の低い都会に子育て世代が集中する矛盾の解消が、少子化対策の第一歩。②再生可能エネルギーの蓄積　東日本大震災、福島原発事故以降、再生可能エネルギーが見直されているが、農村は再生可能エネルギーの宝庫。農村に賦存するエネルギーを活用し、農村の再生・復活を目指すべき。③災害時のバックアップ　災害多発国にあって、大規模災害で被災した都市住民の受入等、被災者の生存を支える役割が期待できる。都市住民の生存や都市機能のバックアップという側面からも、農村が果たしうる役割を再評価すべきではないか。④新たなライフスタイル、ビジネスモデルの提案の場　最近、農村ではこれまでにないビジネスモデル（サテライトオフィスなど）を構築する等、農村に価値を見出した人々へのライフスタイルの提案の場になりつつある。 |

**２.農村のあるべき姿**

　「田園回帰の時代」は都市と農村が最適な共生関係を築く時代

　農村を志向する人が豊かに暮らしていくためには、農村が将来にわたり自律し、持続する必要がある。その条件は以下の通り。

【条件１】　地域資源を活用した農業が持続的に行われていること

　農村において農業が持続的に行われることは、暮らしを支えることはもとより、美しい景観の形成や維持の上でも重要。食料の供給やコミュニティの維持のほか、健康の増進や生き甲斐の創出など「農の福祉力」も注目されている。

【条件２】　循環型社会であること

　物質やエネルギーの循環等、公害や廃棄物、環境破壊などを極力発生させない持続的な循環社会モデルの提示が農村ならば可能ではないか。

【条件３】　集落の機能が維持され開かれていること

　農村では集落が機能している。自律的・自治的な集落の営みは地域の力であり、小さいからこそ発揮できるかけがえのない価値である。

【条件４】　若者や女性が活躍できる場であること

　農村が自律的な社会として持続するためには、将来を担う若者や女性の存在が不可欠。柔軟な発想や活力に満ちた若者や女性が、活躍できる地域を構築する必要がある。

【条件５】　交流が継続していること

　多くの地域で行われている都市との交流を、棚田や里山の保全や森林整備など地域の課題解決に発展させ、交流の意義を高め、持続性の向上につなげる工夫も必要。また、子育てや教育の場としての価値を重視すべき。交流や教育活動の継続は、移住や定住促進の上でも重要。

**第3章 農村のあるべき姿を実現する農業・農村政策**

**１.農業・農村政策の基本的な方向性**

３つの基本理念「多面的機能の発揮」「農村の振興」「農業の発展」のバランス均衡が農村

価値の創生につながる

　食料・農業・農村基本法が掲げる３つの基本理念間には、不均衡・不整合が存在。これらの解消に向け、バランスが均衡することによって農村価値の創生につながり、ひいては田園回帰基盤の構築へと向かう。



**２.農業・農村政策のあるべき枠組み**

国と自治体が新たなパートナーシップを構築し、それぞれの役割を分担する

自治体は「農村価値創生政策」を担い、自治体の裁量を拡大した新たな交付金制度により

政策を実施する

 **(1)国と自治体の新たなパートナーシップの構築と役割分担**

　不整合・不均衡を是正し、農業・農村政策があるべき姿に向かうため、農政における国と自治体との、新たなパートナーシップを構築する。その上で、国は、「競争条件整備政策」を、自治体は「農村価値創生政策」をそれぞれ担う。

|  |
| --- |
| ①競争条件整備政策【国】の内容　　関税、直接支払制度の設計、経営安定対策、基幹的な用排水路等の整備・保全、食品安全等②農村価値創生政策【自治体】の内容　　人や土地に関すること、農業の経営力強化、多面的機能、地域主体の６次産業、食農・環境教育、　　都市住民・消費者との交流等 |

　国は、自治体とのパートナーシップに基づいた農政に関する国と自治体の協議の場を設け、対等かつ相互に連携しながら政策内容や財源のあり方を定める。

　 自治体が担う農村価値創生政策を実施するため、「農村価値創生交付金制度(仮称)」を創設する。

**(2)「農村価値創生交付金制度(仮称)」の創設**

①現行の国庫補助のしくみを移行、新たな財源措置を求めたり、予算の減額を予

　定しない。

②国は政策目的の大枠と総額を決定し、客観性に配慮した適切な指標で自治体に

　配分、自治体は具体的な政策を企画・実施。現行の補助金よりも大幅に裁量を

　拡げる。

③新たな交付金を活用した農村価値の創生が政策レベルで実現できるよう、各自

　治体や各地域に「地域農業マネージャー(仮称)」を設置し、実態把握や関

　係者との調整、課題解決策の提案等を行う専従職員を配置できるようにする。

**第4章 都市･農村共生社会の創造～田園回帰の時代を迎えて～**

真に必要なことは、「都市･農村共生社会」の創造であり、「田園回帰」の時代を迎えることに

よって創造への道筋が、より鮮明に浮かび上がってくる

　農村価値の創生は、一方的な主張でなく、農村サイドの責務でもある。

　都市・農村共生社会の実現には、国民的な運動が不可欠である。全国の町村は、各主体とともに中核的な担い手となる決意である。